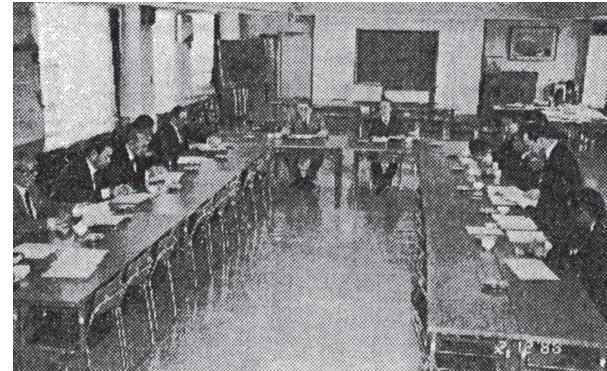


予算が成立すれば昭和64年4月から地域を指定し、国庫補助を行なっていくと同省ではしている。しかし、清掃業界などからは、今まで浄化槽で処理してきた5,000人以下の処理場などについて同プランが実施されれば、業務減少になると反対している。

同省は、説明会などであくまでも下水道処理事業の一環で、また1昨年の「浄化槽リフォームプラン」とも趣旨の異なるものとして計画していることを説明。

清掃2団体の環整連と日環保協では、下水道フレックスプラン対策実行委員会を設け業界の対応を検討。同プランを推進にするに当たり清掃業界の救済措置と管理業務の乗り入れなどの下記要望をまとめ（昭和63年）12月2日提出した。要望書には、5,000人以下の小規模な下水道については、一般的に浄化槽が担っていた分野であることから、浄化槽管理者資格をもって管理業務が行えるものとし、かつ浄化槽の管理業者を積極的に活用されたいとしている。またこの経験が下水道処理施設管理技士資格に係る実務経験年数として活かされること、業務減少の際は具体的な救済措置を探ることなどを盛り込んでいる。



日環保協と環整連の「下水道フレックスプラン対策実行委員会」合同会議
12月2日・千代田区九段北の日新ビル大会議室
出典：『環境保全タイムズ』

「下水道フレックスプラン」に関する清掃2団体の要望書

当業界は、浄化槽の清掃、保守点検等の維持管理及び一般廃棄物の収集運搬を主たる業務とする業者の全国団体ですが、平素は、当業界に対しご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり下水道の整備に伴い、当業界の市場は縮小の一途を辿っているため、これが救済措置について貴省に対し再三にわたり要望を重ねてきていますが、これが対策の一つとして、先般、下水道管理指導室長通知により「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の制定趣旨に配慮されたい。」旨の指導が行われたことは、高く評価する